

Title	「共産党宣言」前史の一齣 -亡命者同盟の史的考察-
Sub Title	
Author	平井, 新
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.6 (1926. 6) ,p.777(87)- 795(105)
JaLC DOI	10.14991/001.19260601-0087
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260601-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260601-0087</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ためにその職業獨占の手段となつた。さらに最後に一轉して國內に於ける産業統制の用に供せられたのである。吾人はこの變化を観察する時、村落經濟時代の次に次第に發展し來たれる都市經濟時代の隆盛期を想ひ、さらに轉じて國民經濟時代の樹立に伴ふことを知る。而して都市經濟時代の經濟的中心であつたギルドの遺制を一八一三年の後まで、少くとも表面的にでも繼續してゐたところに徒弟制度の史的興味が存してゐるのである。

(大正十五年五月十五日稿)

## 『共產黨宣言』前史の一齣

——亡命者同盟の史的考察——

平 井 新

聊か放逸粗漏の嫌無きに非ずと雖も、一言以て蔽へば、近世無産階級の解放運動は、マルクス、エンゲルスの『共產黨宣言』の公刊を以て始まると言ふ事が出来る。固り、エンゲルスの言へるが如く、『共產黨宣言』中或章句は今日既に陳腐に歸し其實際的適用を喪ひしとは言へ、其裡に展開せられたる一般的原则に到りては、尙依然として正當であつて、近世無産階級解放運動の指導的原理として逾る所無きものである。

抑々『共產黨宣言』なるものは一八四八年にロンドンに於ける共產主義者同盟本部の綱領として、該同盟本部の依頼により、マルクス及びエンゲルスの起草に繋るものであるが、其の爰に到る迄には長さ一聯の歴史を有するものである。而るに共產主義者同盟は、其前身たる正義者同盟の更に母體たる亡命者同盟より、幾多の迂餘曲折を経て轉生せしもなれば、『共產黨宣言』の成立過程を窺ふためには、翻て、亡命者同盟成立當時に遡つて、之が成立並に發展の経緯を闡明しなければならぬ。而して此は嘗に『共產黨宣言』前史の一齣たるのみならず又、社會主義史上、勞働運動史上決して閑却す可からざる問題である。本稿の目的も實に爰に存する。

革命は恒に反動を伴ふ。一八一五年奈翁の没落より一八三〇年七月革命に到る期間は、實に佛蘭西大革命及び其れに打ち續く奈翁戦争の後を受けて、保守專制主義が歐洲の天地を風靡せし時代であつた。革命と戦亂の後に於ける歐洲諸國の收拾整理を目的として、露帝アレキサンドル一世の主張せし神聖同盟は、かの奥國の宰相にして專制保守主義の權化メッテルニヒをして、彼が宿年懷抱せる停滯主義を貫徹す可き絶好の手段と化した。而して此停滯主義とは總てを舊時の儘に放置して一切の變革、動搖を避け只管平靜無事を保持することであつた。この主義は當時歐洲列國の爲政者の採用する所となり、各國政府は何れも革命と戦亂とに懲り、其の反動として人民の自由を抑壓した。人民のこれに反抗するものもあつたが、何れも、唯々として之に屈服するの外はなかつた。遮莫斯く如く專制保守主義が勝利を博せしは決して偶然ではなかつた。蓋し歐洲列國の人民は概ね佛蘭西大革命と其れに打續く戦亂に困憊疲弊其極に達し、この間に蒙けし經濟的窮乏と精神的創痕未だ尙癒し難く、今は自由主義運動に左袒せんよりは寧ろ只管、維納列國會議と神聖同盟に依りて、齎らされ而して保守せられつゝ、ありし平和に擊壤鼓腹するの外なかつたからである。歐洲列國は悉皆、メッテルニヒの使喚に遇ひ益々其反動政策を峻嚴たらしめた。是に於いて自由主義の諸運動は全く肢足を奪はれ、蟄居雌伏只だ再起を他日に期するの外はなかつた。

獨逸に於ける自由主義運動の標識は祖國の自由と統一並に民主主義的憲法の制定に存した。曩に聯邦諸政府は奈翁に對する國民的解放戦争の危急に際して這個目的の實現を國民に約せしに拘らず、織に之の希望を囑せし維納會議は遂に此問題を未解決の儘に遺して仕舞つた。國民の失望と激昂とは是に幾多の自由主義運動として現出した。一八一五年六月十二日イェナ大學に於ける教授並に學生を中心として設立せられ、更に全國に波及せる青年組合(Die Burschenschaften)の如き其特に顯著なるものである。乍併是等の諸運動は徒に反動政策に好餌を供するに過ぎなかつた。專制保守主義の貫徹に汲々たるメッテルニヒは是等青年組合の自由主義運動に藉口して、巧に獨逸諸聯邦を教唆使喚し、益々自由主義運動の擡頭を抑壓し、言論、出版、會合の自由を束縛せしめた。斯くして獨逸に於ける自由主義運動は、驥足を延ばすの餘地無く、今や全く屏息せしやの觀があつた。

不安なる靜寂が獨逸の公的生活を支配した。果せる哉、一八三〇年七月革命の報道は、此靜寂を破つて恰も青天の霹靂の如く獨逸の國民を震駭せしめた。Louis Phillipsはクーデターに依りて Charles Xに代りて即位し、金權と結託して、自由主義を幫助した。七月革命の影響は全歐洲に波及した。其れは全歐洲諸國の革命の烽火であつた。白耳義は和蘭の羈絆を脱した。波蘭は露國に反旗を翻した。伊太利に於いて少しく雌伏せし炭燒黨は俄かに捲土重來の活動を開始した。

獨逸が斯の如く廣汎なる而も強烈なる諸國の政治運動に甚大なる影響を受けざりしとは吾人の到底想像し得ざる所である(一)。雌伏數年久しく脾肉を嘆せし獨逸の自由主義者は祖國の自由と統一、民主主義的憲法を要求して一齊に蹶起した。ハンバック、祝祭 „Das Hambacher Fest” 並にフランクフルト殺戮事件 „Das Frankfurter Attentat” として知られたる國民的運動の如き實に這般の消息を語りて餘蘊なきものと言ふ可きである。

一八三三年五月二十七日獨逸の自由主義者達は、かの一八一八年發布せられたるバヴァリヤ國憲法制定の記念祝賀を口實として、ハンバツ、城下に全獨逸人の會合を催して、祖國の統一、自由を議した。會するもの約二萬、學者學生、手工業者等凡ゆる階級の人士を網羅し少數の佛蘭西人波蘭人すら參加してゐた。空には青年組合の黒赤金の三色旗が片々として翻つてゐた(二)。爾來管單に『不具なる使女』、eine lahme Botin』に過るなりし諸新聞は一齊に掀起して輿論の鼓舞喚起に努めた。Siebenfeffer の主幹せる、Westbote』、Franz Stromeyer の、Wächter am Rhein』、Wirth、Deutsche Tribune』の如き特に顯著なるものであつた。乍併此全『獨逸人祝祭』、Allerdeutschenfest』が政府當局者の眼に一種の謀叛として映せし事は想像するに難くない。果せる哉政府は此祝祭事件に藉口して、反動的立法を峻嚴ならしめ、聯邦議會の決議を擴張し、箇々の聯邦諸國に存在する國會の權限を制限した。即ち同年六月二十八日、七月五日の聯邦議會の決議は出版の自由、會合の權利、各階級の憲法上の權利を剝奪してしまつた(三)。

是に於いて南獨逸に於ける國民的運動は全く其肢足を斷られた。乍併尙一縷の命脈を保てゐた。祝祭後一味の中 Jakob Venedey、Herrmann von Rauschenplat 等は革命的使者として南及西獨逸を行脚して散逸せる勢力を糾合し、新なる同志を求め、且又 Wilhelm Sauerwein、Funk、Freisen 等はフランクフルト地方に於ける手工業階級に自由主義原理の普及につとめ、又 Weidig、Büchner 等はヘッス地方に於いて手工業者、農民の煽動に従事して後日の再起に備えた(四)。斯の如く、彼等少數の急進分子は秘密裡に相提携して依然反抗を續けた。彼等は纏て、フランクフルトに於いて聯邦議會

の襲撃を企圖した(五)。一八三三年四月三日フランクフルト陰謀事件として知らるるもの即ち之である。陰謀の領袖には Jakob Venedey、Karl Schapper、Gärh 等であつた。陰謀は勃發に先ちて未然に官憲の知る所となり、未だ計畫に着手せずして無残にも蹉跌してしまつた。

前記兩事件後政府當局は、一八三三年七月二十日、聯邦中央調査委員會を設置して、這般の事件に連坐せる自由主義者達の政治的犯罪を徹底的に剔抉糾弾する事となつた。其結果未曾有の迫害の時代は來た。約一千八百名の被告が檢舉せられ、或者は追放せられ、或者は投獄の厄に遭つた。之より曩、自由主義者達は、夙に此日あるを豫期して、多くは難を避けて諸外國、殊に Strassburg、Paris、Zürich、Bern 等に亡命し、斯くして亡命者の間に、自然、新なる急進的結社が組織せらるるに到つたのである。

(一) A. W. Ward, Germany. Vol. I. 1815-1852. p. 223-224.

(二) ibid. p. 265-266.

(三) Heinrich Schmidt, Die deutschen Flüchtlinge in der Schweiz und die erste deutsche Arbeiterbewegung 1833-1836. 1899. S. 17

(四) a. a. O., S. 17-18.

(五) Franz Mehring, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie. I. Bd. s. 81-2

II

洵にハンバツ、ハ祝祭事件並にフランクフルト陰謀事件に蹉跌し、鴻圖空しく、天涯異郷に厄難を避けし、是等獨逸亡命者の一群に之は實に異國に於ける最初の獨逸労働者組織の建設者であつた。

當時恰も歐羅巴革命の主都たるの觀ありし巴里に於いて、是等小ブルジョワ的共和主義者達は、可成り發達せしプロレタリアが既にブルジョワジイ並に王政に對して意識的對立をなせるを發見し、且つ又彼等は當地に於いて、政治的自由、權利の平等の意義如何を試圖す可き機會を見出したのであつた(一)。即ち幾何も無く、是等亡命者の間に、*Leuth*の編輯せる、*Tribüne*紙並に *Siebentzeiger*の主幹せる、*Westboten*紙の勸請に依て、『出版同盟』、*Pressverein*が設立せられた(二)。而して其目的とする所は合法的方法に依て、獨逸を改造して、民主的憲法を有する統一的国家を形成せんとするに在つた。其後該同盟は『獨逸國民同盟』、*Deutschen Volksverein*と改稱し、約百名の會員を擁したが、更に佛蘭西の主都巴里に放浪し來れる多數の獨逸労働者が之に加入するに到つた。此同盟の會議で論議せられし話題は就中獨逸の統一と自由主義的の制度に關してであつて、未だ尙ほ共和主義的理論は論議せられなかつたのであるが(三)併し漠然乍も階級對立を意識して居た事は一八三三年十一月、及び一八三四年一月の該同盟の兩度の宣言書の中に、有産者に依る労働階級の擡取に關説し、且つ此對立の撤廢を要求せし事實に徴しても明かである。

一八三四年四月、共和主義を信奉せる結社『人權結社』、*La Société des Droits de l'homme*が同年三月に制定せられし秘密結社禁止法に反抗して、突如、リヨン及び巴里に蜂起したが、一方に於いて、其首領武器、彈藥、計畫を缺き、他方に於いて、既に中産階級の援助を喪ひたため、失敗に歸し、難なく政府の鎮壓する所となり應て該結社は解體してしまつた。爰に於いて乎、政府は前轍を戒しめて同年九月結社禁止法を制定して共和主義運動の肢足を斷つた。而して爰に『獨逸國民同盟』も亦之が餘波を受け、佛蘭西政府の干渉に遇ひ、同三四年解體してしまつた。かくして、之を轉期として、佛蘭西人の運動のみならず亦獨逸亡命者の運動も亦爰に秘密結社の形式を採るに到つたのである。

然るに、前述の如く一八三四年『獨逸國民同盟』が解體するや、直ちに同年之に代て、一箇の秘密結社が建設せられた。而して其會員は大部分曩に解體せし前記『獨逸國民同盟』の會員から成つた。此秘密結社こそは、實に『共產主義同盟』*Der Bund der Kommunisten, Kommunistenbund. La fédération communiste*の前身たる『義人同盟』、*Bund der Gerechten*、*Fédération des Justes*、の更に母體たる『亡命者同盟』、*Bund des Geächteten*、*Fédération des Bannis*であつた。而して『亡命者同盟』は曩に『獨逸國民同盟』が公開的のものなりしに反して、全く秘密結社の性質を備えてゐた。這個『亡命者同盟』の目的とせし所は『獨逸國の解放及び復活並に人權宣言、市民權宣言の裡に表明せられたる諸原則の實現』に存した。而して其綱領はフランスの人權社 *société des droits de l'homme*の綱領と著しく類似せしものであつたと稱せられてゐる(四)。

這個同盟の組織に關しては、今日之を知悉す可き確實なる典據を看出し得ないが、略々次の如き組織であつた事は推定するに難くない。

該同盟の先頭に最高委員會として、*Brennpunkt* (“*foyer*”)が在り、之は初め、*Nationalhütten*と呼ばれ、此下に直に、*Lager* 舊名、*Berge*があり、其最下部の組織は、*Zeite* (“*tentes*”)、殊に、*Hütten* (“*chaumières*”)と呼ばれるものがあつた。其組織に於ける上下部相互の關係は極

めて嚴格なものであつて、一種の教政主義的組織と看る可きものであつた(五)。

同盟加入の手續の如き極めて嚴格なもので其加入に際しては次の如き事を宣誓しなければならなかつた。即ち曰く『私は、私の名譽に賭けて、本同盟存立に關する秘密を嚴守し、其高邁なる目的のために忠實、献身の熱情を惜まざる事を誓約す』と。又該同盟の規約には次の如き事が表明せられてゐる曰く『本同盟の裏切者は死刑に處す』(六)。

由是觀之該同盟の組織が如何に嚴格なものであつたかは充分之を察知する事が出来る。

該同盟成立後、間も無く巴里に在住せる約二百名の獨逸労働者が之に加盟した。是等の労働者は總て本國に歸國の後、過激なる原理を手工業者の間に宣布する事に努めし結果、Berlin, Bremen, Kammer, München, Mainz, Frankfurt, Leipzig, 等の大都市に、"Lager" 或は "Zeite" が設置せらるる事になつた。

固り、本同盟の目的は曩に引用せし目的に徴して明かなるが如く、政治的専制の廢止に存したのであるが、其前身たる『獨逸國民同盟』の場合に比して、社會的禍殃の克服の問題が遙かに重要な地位を占むるに到れるの事實は、"Lager" の規約第二項の條文に徴するも明かである。即ち曰く『命令者同盟の目的は、獨逸を不名譽なる奴隸状態より解放し、且つ人類の先見の能ふ限り、奴隸状態の立歸る事を妨げるが如き、状態を建設する事に在る。而して此主要目的は、先づ第一に、獨逸の言語、風俗を用ゆる地方、次には地球上の他民族の中に、社會的、政治的平等、自由、市民道徳、國民の統一を建設し而して維持することに依てのみ初めて到達せらるるものである』(七)。

該同盟の理論的指導者は Jakob Venedey 及び Theodor Schuster であつた。而して該同盟の機關雜誌として『命令者』、"Der Geächete" が Venedey 編輯の下に發行せらるる事になつた。本誌は元、Venedey の希望と意思に依り、一個の労働者新聞たる可きものであつたが、而も事實、労働者に取ては一個のブルジョワ的新聞と看る可きものであつて、決して、プロレタリアの特殊の利害と見解とを代表す可き、公然たるプロレタリアの機關ではなかつた。Venedey は漸次、現出出来るブルジョワツイ對プロレタリアの對立に對して未だ尙ほ無關心であつた(八)。乍併、應て Schuster が同誌に執筆するに到るや、漸次プロレタリア的色彩を帯ひると共に、一方 Venedey と Schuster との思想的軒輊が漸次濃厚となり、遂に兩者は本誌上に於いて屢々論戰相見ゆる事となつた。而して爰に夙くも、該同盟分裂の萌芽は藏せらるる事となつたのである。

Jakob Venedey は Köln に生れ、一七九一年ライン地方に發祥せしジャコブの共和主義の影響を受けて人となり、ハンバッハ祝祭事件フランクフルト陰謀事件には、ハイデルベルヒ大學の私講師の身を以て、之に連坐し、バーデン政府に捕縛せられて、プロシヤ政府に引渡される途中、フランクフルトの町で、Johann Philipp Becker に救はれて巴里に亡命した。

彼は Lamouais と Borne の宗教的感情的社會主義を遵奉し、一八三四年來主幹せし同盟の機關雜誌『命令者』"Der Geächete" 誌上に於いて之が普及宣傳に努めた。彼以爲らく

『各人は財産を保全す可き權利を有す。然らざれば財産は無用のものなり。各人は、彼が有せざる物を勞働を以て獲得するの權利を有す。然らざれば、貧困は其跡を絶つ事無かる可し』(九)。

更に言ふ

『國家の目的は一切の市民並に一切の個人の利福である。而して全國民並に各個人の財産は此最高目的を實現する手段に過ぎない。かくの如く、外的財貨、財産が最高の社會的目的を實現するの手段であるならば、其は社會の處分す可きものであり、元々社會に歸屬するものであり、其最高の社會的目的に供與せらる可きものである。其故に、社會は個人財産の超越す可からざる限界を決定す可き權利を有する。而して此權利無ければ社會に對する何等の保障も、社會的目的の實現も不可能である』(七)

而して此見解は、かの財産を以て、各人が法律に依て保證せられたる財産を任意に享受し、處分するの權利となす、ロペスピエール流の見解並に『人權社』La Société des Droits de l'homme の見解と何等相擇ぶ所無きものである。

彼が『吾人は勞働を有せず、又パンをも有せず』と書いた飢饉宣傳の誇張せし言葉は一八三四年のリヨン及 Saint-Merry に行はれたプロレタリア運動の標語となつたが、乍併、彼が未だ尙ほ階級闘争に關する明確なる見解を有せず、寧ろ却て擡輿せんとしつゝあるブルジョワとプロレタリアの對立を調和せんと努めし事は、彼が、リヨン、マンチエスターの工場勞働者の窮乏は、特別の窮乏と看做す可きものであつて、決して被抑壓階級の一般的窮乏と看做す能はざるものと言明せしに徴しても明かである。

彼に依れば、政治自由は必然社會平等を齎らすものであつて、之が實現の方法は第一は、貧困者の救濟、第二は、生活必需品の保證、第三は、贅澤品に對する課税即ち之である。斯くして自由なる國家は勞働する能力と希望とを有する市民に充分なる生活資料を保證するであらう。

一八三五年四月彼は佛蘭西政府の命に依り巴里より追放せられて、アーヅル Havre に遁れた。獨逸手工業者達も亦聯邦議會より、巴里を去る可き命令を受けたのであるが是等の事實は却て『亡命者同盟』に於けるプロレタリアの要素を醸成するに與て力あるに過ぎなかつた。駐佛プロシヤ大使は機關誌『亡命者』の爲めに抗議を提起したが結局、無難なアルサス人なる Gustav Ehrhardt が、形式上、編輯の任に當る事であつたが、實際に於ては Schuster が専ら編輯の任に當り、一八三六年同誌廢刊の時迄に及んだ(十一)。

時と共に、該同盟にはプロレタリアの要素が益々導入せられ、勞働者の利害が愈々顯著となつた。其結果、ブルジョワの亡命者は漸次、該同盟より、姿を消すに至り、爰に該同盟は、應て、プロレタリアの階級利害を代表するに到つた。Jakob Venedy の小ブルジョワ的政策に對し、機關誌『亡命者』誌上に於いて、プロレタリアの立場を代表せし者は、就中、該同盟の他の指導者たる Theodor Schuster であつた。彼は元、ギョツチンゲン大學の私講師の職に在り、初め小ブルジョワ的思想より出發したりしが、應て、自己のプロレタリア的環境並に佛蘭西社會主義者の影響を受けて、社會民主主義者となつた。彼は機關誌『亡命者』に其第五號より執筆して屢々 Venedy と論戰を交へ、一八三五年 Venedy 失脚後は、彼に代りて、實質上『亡命者』誌の編輯に従ひ、且つ又専ら該同盟の牛耳を把るに到つた。爾來該機關誌『亡命者』は、事實上、最初の獨逸勞働者新聞と化し、而して、

該同盟も亦獨逸プロレタリアの最初の大なる社會主義團體となるに到つたのである。

彼は思想上に於いては、サン・シモン及び Simondi の教義を祖述敷衍する者であるが、實際上に於いては巴里並にリヨンに於ける佛蘭西プロレタリアの闘争に啓發せられし所頗る大なるものがあつた。資本主義生産方法に對する彼の批評は多くの點に於いてシムモンデに據つたものであるが、プロレタリア解放の經濟的條件に關する彼の見解は遙かに小ブルジョワ的社會改良家の域を脱してゐた。加之吾人の更に驚異に値す可きは、彼が既にマルクスの階級闘争說並に唯物史觀と極めて類似の見解を表明せしのみならず又其社會改良策の如き宛然ルイ・ブラン及びラッサルを髣髴せしむ可きものがあると言ふ事である。彼の根本思想は其論文集 *Gedanken eines Republikaners* (*Pensées d'un Republicain*) に於いて之を窺ふ事が出来る。本書の論文は元、雜誌『亡命者』に發表せられたものであるが、一八三五年收録せられて前記標題の下に公刊せられたものである。

彼は人類の平等に筆を起し、而して階級的立法の行はるる現行社會組織に於いては、之が實現の到底不可能事に屬する所以を論じて曰く『一方に於いて弱者に對する強者、勞働者に對する親方の攻撃同盟を神聖視し且つ保護すると共に他方に於いて強者に對する弱者、親方に對する勞働者の防禦同盟を永久の刑罰を騨して、追窮、迫害するが如き法律の行はるる所に、果して平等は行はるるであらうか。果して又、一方に於いて、權門富豪の輩を立法者たらしめ、從つて國家に於ける有産階級の支配者たらしめるに反し、他方、無産者をして世々末代迄も、政治的、從つて社會的プロレタリアたる可く運命づけけるが如き法律の行はるる所に果して平等は存在するであらうか』(頁112)。

爰に彼は夙に現行社會に於ける法律の階級性を鋭く喝破し、後年マルクスに見るが如き階級的法律觀を表明してゐる。而して、彼に依れば、この平等を實現する方法は、現状の下に於いては纔に革命であつて、之を實現する者は常に勞働階級あるのみであると言ふのである。

彼は又資本對勞働の階級闘争に對して夙に卓抜なる見解を懷抱してゐた。即ち彼は一方に於いて資本の増大、集中と共に他方に於いて貧困の増大となり、總て有産階級對無産階級の必然的對立が發生するかを論述する。以爲らく

『富は増大する。何となれば距離の短縮、交通の敏速となるに連れて、土地は人口稠密となり産業の工場は増加する。激烈なる競争が發生する、企業的資本家の競争と、生産的貧困者の競争即ち之である。生産品の價格は下落する。之と共に勞銀も又下落する。總ては社會的利福の破滅を豫想する。此一般的衰微の裡に在つて、限り無く、飽く事なし、貪るが如く擡頭し來る一つの物がある。個人の富、即ち資本之である。資本は他人の勞力の成果である。それは幾倍の産業的勤勉と洗練せられし技術との享得である。其は社會的組合の總ゆる善行と總ゆる犠牲との祝福である。富と共に利慾が増長する。利慾と共に企業的心が増長する。即ち機械が發生して人間力の給付に代る。其は飢饉と貧困との新しき源泉となる。かくして、現今の社會状態の下に於いては、産業的勤勉、技術に於ける總ゆる進歩は畢竟、市民の利福並に人類の文化に於ける退歩を意味する事となる。投機は規措き、工業都市に於ける企業家の手中ほど莫大な而も急速に形成せられし富の集中せらるる事はない。是等の富は、小工業を破壊して、漸次、獨占的商業を占領し、かくて、益々無條件



的に労働者の労働力並に労働を任意に處分するために、企業家に依つて、巧に利用せられる。企業家は斯くて得たる権力を利用して、労働額を可及的に低下し、且つ労働時間を極端に延長すると言ふ事は自ら明かであり且つ又總ての工業都市の歴史の證明する處である(十三)。

『中産階級の存続は現行國家の構成要素—土地所有、資本の運用、民法、産業組織、財政—と相容れない。是等總てのもの目的と其必然的結果として、國富は少數者の手中に蓄積せられ、總ての他の無産者の地位に貶す事となる。幾分の番頭は、帳場や雜貨店で、詰らぬ、喜なき生活をしてゐる、幾百萬の手工業者は、不潔な工業で、窮乏と過勞のために衰弱してゐる。果して彼等には、獨立の事業を營む望があるだらうが、然り、彼等には旺盛なる青年時代の欲望を満足せしめ、且老後の窮乏を免れるだけの所得を得る望みがあるであらうか。新なる富の道を辿るものは唯富者あるのみである』(十四)。

資本の集中、増殖と共に、有産者は益々富裕となり、之に反して、無産者の地位は愈々窮乏、劣悪に趨く。而して其必然的結果として、常に社會は有産階級と無産階級とに區劃せらるるのみならず亦是等兩階級の對抗は愈々其峻嚴の度を加ふるに到る。Schuster 夙に這般の消息を傳えて餘蘊なし。此點恰もマルクスの『共産黨宣言』の所論を想起せしむる。以爲らく

『兩階級の對立は逐年、益々其度を加える。而して兩階級とは、一方、只管消費するのみにて何物をも生産する事なき有産者階級、他方に於いて總ての物を生産し乍ら常に窮迫せる無産者階級即ち之である』(十五)。

遮莫彼は尙ほ未だ、近世的技術に依て制約せられ、不斷に増大し行く大生産の中に、歴史的に必然的なる、協同生産への進化過程を認めず、尙ほ依然として、理性と正義の上に立論してゐたが併し同時に又プロレタリアの物理的権力手段を倚んで、國家の補助ある生産的組合を通して聯合を設立せん事を要求したのである。

彼の提唱せし社會改良の實際的計畫は、労働者を結合して、國家の補助に依る生産組合を組織する事であつた。國民工場建設即ち之である。彼に依れば此組織は、今日、機械並に工場に於いて、人類を酷使して滅亡に向はしめつゝある無限の力を變して一般的利福のために向ける唯一の手段である。彼は國家が此國民工場に對して必要なる資本を融通す可き事を要求した。蓋し彼に依れば、國家の義務は總ゆる方法を講じて市民の利福を計る事であり、國家の權力其者も又總ゆる産業の隆盛に依つて増大せらるるものであり、人類の幸福に資する事は國家の自然機能であるからである。彼の此提案は、後年ルイ・ブラン及びラッサルレが提唱せし國民工場 „ateliers nationaux” 並に生産組合を擧げせしむる。

彼に依れば、社會問題の平和的解決を國家に宛めても、國家が之を容れない事は勿論である。又フリーエの如くプロレタリアの解放に必要な犠牲を博愛的慈善家に期待する事は徒勞である。其處で彼はラッサルレの如く富者の理智に訴へ、其反省を促した。彼謂へらく

『諸君が妥協してふ言葉を一擧に撤回して、此迄と等しく、國民の謙讓なる歎願に對して、暴力を以て答へられるならば、私は決して國民のために哀しまない。何となれば國民の問題は決して滅びる

ものではないから。私は寧ろ諸君自身のために悲しむ。かくて諸君は諸君の滅亡を欲すられたものであり、而して懸て滅亡の厄に遭ふであらう。諸君が社會改良と欲しないならば、其代りに社會革命を甘受しなければならぬ事となる」と。而して彼はリヨンの絹織工の閥聲を以て亡命の格言となし、プロレタリアの閥聲となした。曰く

『勞働に依て利福を享くるか、將、戦つて殞れるか』(十六)。

洵に Charles Andler が其著 „Le Manifeste Communiste de Karl Marx et F. Engels. Introduction historique et commentaire” に於いて指摘せるが如く、彼に依りて表明せられし思想(一)階級闘争の觀念、(二)資本集中の觀念、(三)累進的無産化の理論、(四)政治革命並に社會革命の理論、(五)國民工場の設立、等の思想が、マルクスの『共産黨宣言』の根本思想と一脈の靈犀相通するものあるを想へば、『共産主義同盟』の萌芽は夙くも此時既に胚胎せられしものである言ふも決して過言ではない(十七)。其故に縱令彼が後年の社會主義理論家に直接影響を與えなかつたとするも而も彼の地位を決して輕視してはならない。

由是觀之、Schuster の教義は、尙ほ國家主義的急進主義を墨守せし Venedey の思想に比すれば寧ろ隔世の感がある事は論を俟たない當時『亡命者』は匿名の自由に關する論文に於いて言ふ

『いざ、吾人は味方と敵の前で公然聲明する、民衆を犠牲にして、最近の歴史に幸運を齎した政府や、憲法の入替をする茶番狂言は吾人の潔とする所ではない。吾人の目的は其れ以上である。人を購著する事は、善かれ、悪かれ、吾々の性質には合はない事であるから、今、明瞭り、明言して置

く、目的は、勞働者階級の徹底的な社會的、政治的解放に在る事を』(十八)。此匿名論文が Schuster の筆になれる事は言ふを俟たない。爰に又 Schuster の Venedey との思想相違を明かに看取する事が出来る。彼等の間に存する此思想的溝渠は『亡命者同盟』全會員の思想的分野を代表するものであり、而して爰に夙くも同盟解體の萌芽は藏せられた、曩に述べしが如く Venedey の三里退去後、該同盟は Schuster の社會主義的教義に深く浸潤せられし事は論を俟たないが、同盟本來の目的たる共和主義的國家組織を實現せんと政治的見解は決して消滅し去つた譯では無く、依然牢乎として侮る可からざるものがあつた。加之、絶對服従を強ふる同盟のカルボナリの組織は實際に於いて遵守せられず、既に一八三六年中央委員會たる Brennpunkt と同盟會員との間に齟齬を生ずる事となつたのである。是等の事情が同盟の分裂を促進せし主因となつた事は論を俟たない。

一八三六年 Schuster は『亡命者同盟』の會員中、己と志を回する同志と共に該同盟を脱退して同年同じく、巴里に、『義人同盟』„Der Bund der Gerechten” „La Fédération des Justes” を組織する事となつた。後年彼は一八四二年十一月二十四日附、當時ライン新聞の編輯者たりしマルクスに宛てたる書簡中に、該『亡命者同盟』脱退の経緯を述懐して謂ふ『私は、私が數年前迄一秘密結社の會員であつた事を否む考は毛頭ありません。同結社は其目的に於いても、其方法に於いても正當の道を缺いてゐた事を知っております。私は其事を感付くや否や、直ちに自分の考では同結社を根本的に改造して一個の秘密結社から公開的の宣傳結社となさんと努めました。乍併斯様に改革する事の到底不可能なる事を納得したので、此結社から脱退したのであります』(十九)。

一八四〇年プロシヤ官憲がブレーメン、ベルリン、ナッサウ、フランクフルト及マインツ等の同盟の支部の所在を嗅ぎつけて、之を捜探せし頃には本同盟は管だ空しき形骸のみになつてゐた。其故に、此同盟は一八三六年 Schuster 一味の脱退の後尙ほ存続したのであるが、實質的には一八三六年を以て終熄せしものと見る可きである。(一五、五、一五)

未定稿

附言

本稿は、正義者同盟並に共産主義者同盟の史的考察と共に拙稿『共産黨宣言前史』を形成するものなるが今は諸種の事情により本稿のみを發表するに止め、殘餘の部分は追て他日に發表する考である。

(一) Heinrich Schmidt, Ein Beitrag zur Geschichte des „Bundes der Gerechten.“ Neue Zeit. 16. Jahrg. Bd. I. S. 150. 1898.

(二) 露漢出版同盟設立の時期に關しては著者間と誤謬あり、Wilhelm Weitling, seine Agitation und Lehre の著者 Emil Kaler 氏 Sogleich nach der Julirevolution hatte sich in Paris ein deutscher Pressverein gegründet... の言ひ Georg Adler は一八三二年の言ひ、Andler の見解も亦之に近い。筆者も亦該同盟の設立を一八三二年マンマン事件後と推定するの外何等的確の典籍を有せず。此點後日の研究に俟つ。

(三) Georg Adler, Die Geschichte der ersten sozialpolitischen Arbeiterbewegung in Deutschland mit besonderen Rücksicht auf die einwirkenden Theorien. 1885. s. 10.

(四) Charles Andler, le manifeste Communiste de Karl Marx et F. Engels. II. p. 9.

(五) Emil Kaler, Wilhelm Weitling, sein Agitation und Lehre im geschichtlichen Zusammenhange dargestellt. 1887. s. 28.

(六) Georg Adler, a. a. O., s. 11.

(七) Kaler, a. a. O., s. 28-29.

(八) Heinrich Schmidt, a. a. O., s. 150.

(九) Mehring, Geschichte der Sozialdemokratie Bd. I. s. 97.

(十) Kaler, a. a. O., s. 29.

(十一) Mehring, a. a. O., s. 101, Andler, ibid. p. 12-13. Schmidt; a. a. O., s. 151.

(十二) Heinrich Schmidt, a. a. O., s. 152.

(十三) Mehring, a. a. O., s. 100.

(十四) Schmidt, a. a. O., s. 152-153.

(十五) Schmidt, a. a. O., s. 153.

(十六) Schmidt, a. a. O., s. 154.

(十七) Andler, ibidem. p. 19.

(十八) Mehring, a. a. O., s. 101.

(十九) Schmidt, a. a. O., 155.